

静岡市美術館

指定管理者募集要項

平成26年9月

静岡市生活文化局文化スポーツ部文化振興課

目 次

○ 指定管理者募集要項

1	指定管理者制度の導入	1
2	募集施設の概要	1
3	指定管理者の業務内容	2
4	指定管理期間	2
5	応募資格	2
6	指定管理者の指定に関する事項	3
7	審査及び選定に関する事項	4
8	協定に関する事項	6
9	その他	6
10	問い合わせ先及び申請書類提出先	6

【参考】

	過去3ヶ年の入館者数及び展覧会観覧者数の推移	7
--	------------------------	---

○ 様式

1	静岡市美術館指定管理者指定申請書 (静岡市美術館条例施行規則 様式第1号)	8
2	静岡市美術館事業計画書 (静岡市美術館条例施行規則 様式第2号)	9
3	静岡市美術館事業計画に関する収支予算書 (静岡市美術館条例施行規則 様式第3号)	10

○ 別紙

1	団体概要書 (別紙1)	11
2	指定管理者の申請に係る誓約書 (別紙2)	12

指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の導入

静岡市では、静岡市美術館の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び静岡市美術館条例（平成21年7月6日条例第50号）第7条に基づき、平成22年5月1日から施設の管理運営業務を指定管理者が行っておりますが、第1期指定管理期間が平成27年3月31日で満了となるため、次の指定管理期間の指定管理者を非公募により募集いたします。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 静岡市美術館
(2) 所在地 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー3階
(3) 静岡市美術館の概要

施設面積	3階	3165.10㎡
	2階	56.20㎡
	1階	162.64㎡
	B1階	9.28㎡

施設内容 展示室(展示室1 209.76㎡、展示室2 713.03㎡、展示室3 204.17㎡)、多目的室(180㎡)、ワークショップ室(92.3㎡)、エントランスホール、専用トラックヤード、^{※1}ミュージアムショップ、^{※2}カフェコーナー
(※1及び※2は指定管理外)

開館年月日 平成22年5月1日

開館時間及び休館日

開館時間	休館日
午前10時から午後7時まで	(1) 月曜日（当日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の最初の休日以外の日） (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

※ ただし、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を臨時に変更することができます。

- (4) 貸与備品（市所有備品）
仕様書別添「静岡市美術館備品一覧表」のとおり
- (5) 収蔵美術品
仕様書別添「静岡市美術館収蔵品一覧表」のとおり
- (6) 葵タワーの概要（静岡市美術館が入居している建物全体）
構造 S造一部RC・SRC造 地下2階地上25階

用 途	美術館、オフィス、商業、宴会場
敷地面積	4923.89 m ²
建築面積	4343.55 m ²
延床面積	40969.37 m ²
竣工年月日	平成 22 年 3 月 31 日
駐 車 場	別棟に併設 (386 台)

3 指定管理者の業務内容

(1) 事業に関する業務

- ア 美術文化に係る展示会の開催に関すること。
- イ 美術文化の教育及び普及に関すること。
- ウ 美術文化に係る講演会、講習会等の開催に関すること。
- エ 美術文化に係る調査及び研究に関すること。
- オ 美術文化に係る情報の収集及び提供並びに広報活動に関すること。
- カ 美術作品及び美術に係る資料の収集、保管、展示、及び利用に関すること。
- キ アからカまでに掲げるもののほか、静岡市美術館の設置目的を達成するため、市長が必要であると認める事業。

(2) 静岡市美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) (1) から (2) までに掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

業務内容の全部を、第三者に委託し、又は請負わせることはできません。なお、部分委託として、清掃及び機械設備等の維持管理業務を指定管理者から第三者へ委託することはできます。

※業務の詳細は、別途「業務仕様書」をご覧ください。

4 指定管理期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

5 応募資格と制限

(1) 応募資格

- ア 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程（平成 8 年 8 月 2 日文化庁告示第 9 号）第 3 条に規定する館長及び学芸員を配置することができるもの。

(2) 応募の制限

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者が、以下のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

- イ 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている者
 - ウ 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
 - エ 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
 - オ 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者
- なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

6 指定管理者の申請に関する事項

(1) 募集の通知

平成26年9月19日（金）

(2) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

- ア 静岡市美術館指定管理者指定申請書（静岡市美術館条例施行規則様式第1号）
- イ 静岡市美術館事業計画書（静岡市美術館条例施行規則様式第2号）
- ウ 静岡市美術館事業計画に関する収支予算書（静岡市美術館条例施行規則様式第3号）
- エ その他添付書類
 - (ア) 寄付行為の謄本
 - (イ) 役員名簿
 - (ウ) 団体概要書（別紙1）
 - (エ) 平成26年度事業計画書及び平成25年度事業報告書
 - (オ) 平成23年度から平成25年度までの貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書
 - (カ) 市税・法人税・消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書
 - (キ) 指定管理者の申請に係る誓約書（別紙2）
 - (ク) 静岡市美術館の管理運営に係る従事予定者等の名簿、経歴、採用の見通し状況及び管理体制組織図等

(3) 申請方法

直接持参

(4) 提出場所

静岡市生活文化局文化スポーツ部文化振興課（静岡市葵区追手町5-1 静岡庁舎15階）

(5) 提出期間

平成26年10月1日（水）から平成26年11月5日（水）まで

※各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝日は除く

(6) 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
 - イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - ウ 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - エ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利にするよう働きかけた場合
 - オ その他不正な行為があったと市が認めた場合
- (7) 申請書類の取り扱い
- ア 著作権
申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
 - イ 特許権等
申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国内の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
 - ウ 情報公開
提出された書類は、情報公開請求に基づく公開対象文書となります。
 - エ 返却
一度提出された書類は、お返ししません。
 - オ 申請の辞退
申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (8) 申請にあたっての費用負担
- 申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、所管課による審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。なお、応募後に資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

(1) 審査方法

申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類審査及び面接調査等の内容について審査基準に照らし審査します。この際、プレゼンテーション等を行っていただきます。日程については後日連絡をいたします。

(2) 審査基準

指定管理者の選定は事業計画書等の内容により、複数の事項を総合的に考慮して判断します。審査項目、配点、比率については、様式第 18 号のとおりです。

(3) 指定管理者選定委員会への付議

所管課による審査の審査結果を受け、所管課から提出された資料を基に、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者等の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（平成 27 年 2 月を予定）に上程され、議案決議により指定管理者が決定されることとなります。市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に指定する団体の名称

イ 指定期間

審査結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市のホームページで公開します。

なお、申請者が指定管理者としてふさわしいと市が認めない場合は、この募集に基づく指定管理者の指定はしません。

8 協定に関する事項

指定管理者の指定後、施設の管理業務に関する協定書を静岡市と締結します。

9 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公開します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウに関わる部分及び指定管理者の不利益となる恐れのある部分を除き、公開する場合があります。

(2) 指定の取消等

指定期間中、指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。これが指定管理者の責めに帰すべき理由によるものである場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

10 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎15階

静岡市生活文化局文化スポーツ部文化振興課

TEL 054-221-1044

FAX 054-221-1407

E-mail bunka@city.shizuoka.lg.jp

様式第1号（第3条関係）

静岡市美術館指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

所在地（法人以外の団体にあつては、その代表者の住所）

申請者 名 称

代表者氏名



電 話

静岡市美術館の指定管理の指定を受けたいので、静岡市美術館条例第8条及び静岡市美術館条例施行規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

静岡市美術館事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）
実施体制図
特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

様式第3号（第3条関係）

静岡市美術館事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支出			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

団 体 概 要 書

団体の名称	
事務所所在地	
代表者氏名	
設立年月日	
年間予算額	千円
従業員数	
事業概要	
同種施設等の 管理・運営実績	
HPアドレス	

指定管理者の申請に係る誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 静岡市長

所在地
会社(団体)名
代表者名 印

静岡市美術館の指定管理者の申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たし、かつ応募の制限の事項すべてに該当していないことを誓約します。

記

1. 応募資格

- (1) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程(平成8年8月2日文化庁告示第9号)第3条に規定する館長及び学芸員を配置することができるもの。

2. 応募の制限

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている者
- (3) 直近の1年間において、市税・法人税・消費税及び地方消費税等を滞納している者
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている者
- (5) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者